(法務委員会)

玉 際 捜 查 共助法及び 組 織 的 な 犯 罪の 処 2罰及び 犯 罪 収 益 の 規制 等 に関する法 律の一 部 を 改正す る

法律案(閣法第五二号)(先議)要旨

本 法 律 案 は、 刑 事 に . 関 する共助 に 関 する 日 本国とアメリ カ合衆国との 間 の 条約 の 締 結 に 伴 Υĺ 玉 際 捜 查 共

助 の 手 続 及 び 要 件 の 特例 を 設 け るとともに、 玉 際 捜 查 共 助 等 の 円 滑 な 実 施 を 図 る た め、 受 刑 者証 人移 送 制 度

に 関 す る 規 定 そ の 他 の 所 要 の 規 定 を 整 備 しようとするも の で あ Ď そ の 主 な 内 容 は 次 の ځ お りで あ る。

第一 国際捜査共助法の一部改正

一、題名

法 律 の 題 名 を 玉 際 捜 查 共助 法 いから「 玉 際 捜 查 共 助 等に 関 する法律」 に改める。

玉 際 捜 查 共 助 の 手 続及び要 件 の 特 例 等 に 関 す る 規 定 の 整 備

1 手続の特例

条 約 に 基づき法務大臣が共助 の要 請 の受理を行うこととされているときは、 法務大臣が共助の 要請

の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う。

2 要件の特例

条 約 に 別 段 の定めがある場合には、 双罰性 iがない とき又は証拠 の不可欠性 の書 面がないときであっ

ても、共助をすることができる。

Ę 玉 内受刑 者 に 係 る受刑 者証 人 移送に 関 する 規 定 の 整 備

1 法 務大 臣 は、 要 請 玉 か 5 条 約 に 基づき、 玉 内 · 受 刑 者 に 係る受刑者 証 人移 送 の 要請 が あっ た 場 合に

お L١ て、 玉 内 受 刑 者 が 書 面 に より 同 意 ŕ 移 送す る 期 間 が 三 十 日 を 超 え な い とき など の場合で、 要

に 応 ずることが 相当で あると 認めるときは、 受 刑 者 証 人 移 送 の 決 定 を す

2 国 内 受 刑 者 が 受刑 者証人移送として移送さ れ て L١ た 期 間 へ 身 体 の 拘束を受けて しし なかっ た期間 を 除

く。) は、刑の執行を受けた期間とみなす。

四、外国受刑者の拘禁に関する規定の整備

1 検 察官 ê は、 日本 国 の)刑事 手続 におい . て証人として尋問する旨の決定があった外国受刑者 の引渡しを

受 け たときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当 該 外国受刑者を拘禁 U なけ れば なら な ١١

2 外 国 の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、 その引渡しを受けた日から三十日以内に当

該外国の官憲に引き渡さなければならない。

ゼ 業 務 書 類 等 に 関 す る 証 明 書 に 関 す る 規 定 の 整 備

1 検 察官 又 は 司 法 警 察 員 は 業 務 書 類 等 $\overline{}$ 業 務 を遂 行 する過 程 に お L١ τ 作 成され、 又は 保管 lされ る 書

類 そ の 他 の 物 を しし う。) の 作 成 状 況 等 に 関 する 事 項 の 証 明 に 係 る 共 助 の 要 請 が あ るときは、 そ

の

作

成

者 等に . 対 ŕ 当 該 要 請 に 係 る 事 項 に つ ١J て の 証 明 書 の 提 出 を 求 め ることが で き る

2 1 に ょ る 証 明 書 の 提 出 を 求 め 5 れ た 者 が、 虚 偽 の 証 明 書 を 提 出 L たときは 年以下の 懲役又は

十万円以下の罰金に処する。

第 二 組 織 的 な 犯 罪 の 処 罰 及 び 犯 罪 収 益 の 規 制 等 に 関 す る 法 律

条約 に ! 基づ き法務 大臣 が 共 助 の 要 請 の 受理を行うこととされて しし るときは、 法務大臣が 共 が助の 要 請

の

部

改

正

受理を行う。

に より 法 務大臣 が共助 の 要請 の 受理を行う場合にお しし ては、 法務大臣は、 外務大臣に対し、 共助に

関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第三 施行期日

五

の